ロ　（略）	ロ　（略）
ハ　介護給付費等単位数表の第6の12の送迎加算の注3の厚生労働大臣が定める送迎 　指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護等の利用につき、指定生活介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、指定生活介護事業所等の利用者の送迎を行った場合であること。	（新設）
二　介護給付費等単位数表第7の12の注1及び注2の厚生労働大臣が定める送迎 　イ　介護給付費等単位数表第7の12の注1の厚生労働大臣が定める送迎 　指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第百二十五条の二に規定する共生型短期入所（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）が、当該指定短期入所事業所等において行われる指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。）又は共生型短期入所の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。	二　介護給付費等単位数表第7の12の注の厚生労働大臣が定める送迎 　指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。）が、当該指定短期入所事業所において行われる指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。）の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。
ロ　介護給付費等単位数表第7の12の注2の厚生労働大臣が定める送迎 　前号ハの規定を準用する。	（新設）
三　介護給付費等単位数表第8の2の4の注1及び注2において厚生労働大臣が定める送迎 　前号の規定を準用する。	（新設）
四　介護給付費等単位数表第10の7の注1及び注2、第11の11の注1及び注2、第12の14の注1及び注2、第13の13の注1及び注2及び第14の14の注1及び注2において厚生労働大臣が定める送迎 　第一号の規定を準用する。	三　介護給付費等単位数表第10の7の注、第11の11の注、第12の14の注、第13の13の注及び第14の15の注において厚生労働大臣が定める送迎 　第一号の規定を準用する。

○厚生労働省告示第百八号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、同日から平成三十一年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める施設基準第八号中「点以上」とあるのは、「点以上又はこれに準ずる状態」とする。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　（略）	二　通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準
イ　通所給付費等単位数表第1の1のニの(1)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準 　次の(1)及び(2)又は(3)に該当すること。	イ　通所給付費等単位数表第1の1のニを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準 　当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第五条第一項第一号に規定する指導員又は保育士及び同条第二項に規定する機能訓練担当職員の員数の総数が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。
(1)　指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。	(1)　障害児の数が十以下の指定児童発達支援の単位にあっては、二以上。
(2)　障害児のうち小学校就学前のものの占める割合が百分の七十以上であること。	(2)　障害児の数が十一以上の指定児童発達支援の単位にあっては、二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。
(3)　指定通所基準第五条第三項の基準を満たしていること。	（新設）